（様式１）

保　護　者　様

甲賀市立貴生川小学校長

出席停止の届け出について

学校保健安全法第１９条の規定により以下の表の疾病については出席停止となります。病気が治り登校されるときには、届け出が必要となります。下記の**罹患証明書**(様式１)に医療機関で記入をしていただいてください。記入にあたり、費用がかかる場合があります。ただし、“インフルエンザ”と“新型コロナウイルス感染症”については、（様式２）の罹患報告書に保護者により記入し提出をお願いします(医療機関での証明は必要ありません)。

なお、学校保健安全法の規定による出席停止期間は次の通りです。

疾　病　名	学　校　を　休　ま　せ　る　期　間
インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ解熱後２日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消える、または５日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
麻　疹　（はしか）	解熱した後、３日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが出た後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風　疹　（三日はしか）	発疹が消失するまで
水　痘　（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後２日を経過するまで
結　核　　髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、医師によって感染のおそれがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎　　など	病状により、医師によって感染のおそれがないと認められるまで
その他の感染症 流行性嘔吐下痢症，伝染性紅斑（リンゴ病）、 溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、手足口病、 伝染性軟属腫（水いぼ）、アタマジラミ、 伝染性膿痂疹（とびひ）、ヘルパンギーナ　など	病状により、医師によって感染のおそれがないと認められるまで

＊　医師の指示や症状により、休ませる期間に変更がある場合もあります。

き　り　と　り

罹　患　証　明　書

甲賀市立貴生川小学校　　年　　組　名前

＊疾病名

＊出席停止期間

年　　月　　日（　　）～　　年　　月　　日（　　）までの　　日間

上記の通り証明します。

年　　月　　日

医療機関名

医師氏名